

行政書士 奈良

2019年9月 No.141

目 次

行政書士 奈良
2019年（令和元年）
9月号



ユキマサくん
行政書士会の公式マスコット
キャラクター

連載 ユキマサなら散歩

新執行部の紹介	1
表敬訪問	5
令和元年度 奈良県行政書士会定時総会	6
各部活動報告	
研修指導部	8
総務部	8
監察部	9
経理部	9
第1業務部	10
第2業務部	10
広報部	11
女性のための女性行政書士による無料相談会	11
法改正情報	12
会員の動き	14
ユキマサなら散歩〈後編〉	17
編集後記	



「ねじ式」等個性的な作品を生み出した漫画家つげ義春さんは、数多くのエッセイや紀行も書かれています。その一つ「猫町紀行」という作品の中に、詩人萩原朔太郎の短編小説「猫町」からうけた影響について触れられています。それぞれの作品の内容紹介は省きますが、両者の作品を読んで以来、個人的に「猫」と町や地名、場所等の組み合わせになんとなく興味を持ち、奈良にもそのような場所があるのだろうかと思っていました。

国道25号を通った方なら見かけたこともあるかと思いますが、龍田大橋から東へ少しの場所に「猫坂」という名の交差点があります。この坂の名は、道が猫の背中のように緩やかなカーブを描いていることから来ていると言われているようで、確かに交差点から北を向けば緩やかに登り、そして東へと曲がって龍田神社や斑鳩町役場のほうに向かう旧街道が続いています。国道から一本北に入っただけが、静かな住宅街の中にところどころ旧家や古くからの店がある落ち着いた道です。

（17頁へつづく）

（写真／文：広報部 佐藤貴玲）

《連載》ユキマサなら散歩
（前編）



新執行部の紹介

調和

- 自治体との調和…協定などを通じて友好関係を構築します。
- 他士業との調和…業際問題などを協働して解決します。
- 会員との調和…会の運営を通じて情報共有を図ります。

継続

- 会務の継続…災害対応・行政窓口の適正化などの諸問題に引き続き取り組みます。
- 政連の継続…議員連盟発足に向け引き続き取り組みます。

挑戦

- 研修の挑戦…さらなる研修制度の充実をはかり会員のスキルアップに挑戦します。
- 官民受託への挑戦…官民受託に向け、各自治体との交渉や制度設計に挑戦します。



会長 中嶋章雄

副会長 遠山健太郎

黒田敬子

田中和智

会長 中嶋章雄のプロフィール

関西学院大学経済学部卒

ヤマハ(株)にて楽器営業、音楽普及活動を中心に活動

関西デジタルホン(株)、Jフォン(株)（現ソフトバンク(株)）にて携帯電話の普及、仕組みづくり、ショップ体制の確立。

行政書士として

平成10年登録 監察部長、業務指導部長、業務第一部長、業務第三部長、

平成27・28年度 会長 日行連理事

平成29、30年度 日行連選挙管理委員



会長 中嶋章雄の抱負

会長としてやるべきテーマは言うまでもなく**行政書士制度の推進と発展**であり、そのなかで私が最もこだわってきたものが「非行政書士の排除」であります。

前回の会長時代悲願だった非行政書士排除に関する「**請願**」を奈良県議会本会議において全会一致で採択されることに成功しました。土台は整いましたが、やり残したこと、申請窓口での委任状と行政書士証票の確認を徹底させ、行政書士でない者の申請が受け付けられない仕組みを行政の申請の手引きやマニュアルにしっかり盛り込んでいきます。いろいろな場面でこのテーマについて語っておりますが、先日、関係各所とお話をさせていただいたとき、まだまだご理解されていないところがあるとわかり、再度がんばらなければと奮起いたしております。

次の政策は、法人会員の会費の値下げです。一人法人の認可を含む法改正が現実的になりそうですが、行政書士業務が多様化および専門性が今後重要となるにつれ法人化の必要性が高まっています。法人化を促進するためにも会費の見直しは重要な政策となるでしょう。

社会貢献事業として奈良県・奈良市・橿原市・生駒市・桜井市・上牧町との間で災害被災者支援協定を締結しております。次に具体的な施策、行動マニュアルもほぼ完成し本格的に実行に移す時となりました。また自治体と連携を深め空き家対策等の官民からの受託業務を積極的に探究していきます。

その他、奈良県行政書士会の制度が全国からみて特異だといわれている会長選挙制度の抜本的改革。奈良県行政書士政治連盟の執行部幹事の少数精鋭化。広報の充実と改革、国際業務のレベルアップ研修の充実など前執行部が2年間やってきたことに実のある成果を成し遂げたいと思っています。

奈良県行政書士会会長に就任してすぐに日本行政書士会連合会近畿地方協議会の会長にも就任させていただきました。なすべきことを先頭に立ってやり遂げるため、頑張ります。よろしくお願いいたします。

副会長 遠山健太郎のプロフィール

早稲田大学商学部卒。卒業後、大和ハウス工業株式会社にて約12年間、全国各地のホテルやゴルフ場、住宅団地等の大規模開発の用地買収と開発許可申請・農地転用手続きを担当。長男誕生と同時に同社を退職し、行政書士として平成20年9月に登録し現在11年目。平成21年5月より、奈良県行政書士会理事として業務第一部部長、企画開発部部長、監察部部長、業務第二部副部長等を10期連続で歴任。上牧町にて行政書士法人はるか経営。上牧町議会議員（2期目）。



プライベートでは、スポーツ少年団認定指導員として学童野球チームの監督に従事（9年）。野球留学中の高2長男と思春期真っ盛りの中2長女の父。座右の銘は、母校早稲田実業学校の校是でもある「^{きよ}去^{かしゅうじつ}華就実」。

副会長 遠山健太郎の抱負

この度、奈良県行政書士会副会長に就任させて頂きました遠山健太郎と申します。

早いもので、私も行政書士登録後11年目を迎え、その間様々な諸先輩方から色々な教えを頂くと同時に、大変「かわいがって」いただきました。この場をお借りして心よりお礼申し上げます。

また、同時に奈良県行政書士会の役員歴も10年目を迎えました。その間のべ5人の会長の下で様々な会務に従事させて頂きましたが、会長の任期満了を迎えるたびに痛感していたことが「会務の継続性の大切さ」でした。

継続的な会務運営は、官公庁担当部局との人間関係の構築や日本行政書士会連合会との関係、そして奈良県行政書士会会員の皆さんにとっても大変重要なことであることを身をもって経験してきました。その経験を踏まえ、諸先輩方が築き上げてきた奈良県行政書士会の伝統を充分考慮し、これから先もブレることのない継続性を重視した会務運営の一助になりたいと思っています。

今年度は新しく元号が変わり、「令和元年度」となりますが、平成30年度まで実施してきた官民受託業務や行政窓口の適正化の推進を始めとする対行政に対する折衝業務に加え、さらなる継続性の担保のための仕組みづくりの構築をしていきたいと考えています。

会員の皆様のさらなるご理解とご協力を頂けたら幸いです。

どうぞよろしくお願い致します（^^） /

副会長 黒田敬子のプロフィール

京都女子大学短期大学部文科英語専攻卒業。メーカー貿易部にて輸出入国際業務に従事すること7年を経て、労働保険事務組合で政府管掌労災保険、代表者の特別加入制度の普及活動に2年営業経験を積む。平成10年10月から約3年、夫の海外勤務に伴いサウジアラビアに在住。

平成16年1月に開業し、現在16年目。副会長2年、申請取次行政書士管理委員会委員長を2年務めました。



副会長 黒田敬子の抱負

総務経理、第2業務部を担当します副会長の黒田敬子です。

前期2年は総務経理担当副会長として、会費滞納者への法的措置を進め、「女性のための女性行政書士による無料相談会」実施、女性行政書士の研修交流会実施、申請取次行政書士管理委員長として申請取次者対象の研修を実施いたしました。会員の国際業務のレベルアップを図るため、4回の研修を提案させていただきました。

さて今期2年。本会にとって、とても大事な2年であると感じています。

①官民受託業務の推進と、そのための人材育成。②大規模災害時の被災者支援や遊休農地の利活用など自治体との協力体制を構築する。③請願の採択から県庁地域振興部長名通知「許認可受付窓口における行政書士制度の理解及び行政書士法の遵守徹底について」を各部局長宛てに出していただいた後のフォローアップ。④改正入管法により新たな外国人材受け入れの時代到来に申請取次者として行

政書士の役割を一般にもっとPRすること。⑤近畿地方協議会と専門士業協議会の当番会を務めること。取り組んでいかなければならない課題は山積しております。

私の座右の銘として「There is a will, there is a way」を紹介させていただきます。

意思のあるところに道が通じます。志を一つにする会員同士、皆様のご協力をいただき、奈良県行政書士会の発展に尽くしていきたいと考えております。

よろしくお願い申し上げます。

副会長 田中和智のプロフィール

昭和48年生まれ。学生時代に奈良の弁護士事務所にてアルバイト事務員として法律に関わる仕事に初めて従事。その後、東京の建設業許可を専門とする大手行政書士事務所にて行政書士補助者として主に建設業許可申請、経営事項審査申請、入札参加資格審査申請等の建設業法務に従事し、経験を積む。行政書士登録は平成25年。平成27年に特定行政書士付記。研修指導部部員を経て、災害被災者支援施策推進委員（橿原市担当）、監察部部員、監察部副部長、監察部部長等を歴任。行政書士田中和智法務事務所所長（橿原市）。平成27年10月から平成29年2月まで橿原市議会議員を務める。



副会長 田中和智の抱負

奈良県行政書士会会員の皆様、今回副会長に就任させて頂きました橿原市の田中和智と申します。私は平成25年に行政書士登録を致しまして、今年で7年目を迎えます。

会務の方は、これまで主に監察部の業務に取り組んで参りました。その間、監察部の動きとしては、皆さんもご存じの通り、非行政書士排除に関する「請願」の採択、それに関する奈良県議会での代表質問、そして昨年10月に地域振興部長名での通知の発出と、着々と進んでいる訳でございますが、次の展開として、関係する官公署との具体的な対策に関する協議を控えている状況にあります。

これまで監察部の一員としてこういった取り組みをさせて頂く中、課題として感じていたのは、このような監察の仕事は、当会の政治連盟の動きと連動しながら取り組むことでより一層効果的なものになる面があるということであり、その為にも行政書士制度に理解ある議員の方々との議員連盟の創設などに取り組むことが必要である、ということです。

これについては、一朝一夕に達成できる事柄ではありませんが、粘り強く継続して「しっかりと声をあげていくこと」で、少しずつでも前に進めていきたいと考えています。

そして私自身は前議員の経歴も活かし、この度は執行部として、この監察の課題に関して、もう少し全体的な視点から取り組み、そして出来れば、監察、広報、災害対策といった自治体との連携又は協力の必要なことに関し、県だけでなく他市町村との関係性を深め、より一層の行政書士の認知度向上に取り組みたいですと思っています。

その他にも広い視野で会の様々な問題点に取り組んでいくことも重要であるとも考えています。行政書士の地位向上と行政書士制度の発展のため、私なりに尽力をさせて頂きたいと思います。まだまだ若輩者ではありますが、全身全霊頑張りますので、どうぞ宜しくお願い致します。

新会長就任に伴い、関係各所を訪問し、 ご挨拶させていただきました。



奈良県 荒井正吾知事



奈良市 仲川げん市長



生駒市 小紫雅史市長



橿原市 森下豊市長



桜井市 松井正剛市長



上牧町 今中富夫町長



田原本町 森章浩町長



奈良新聞社 代表取締役 田中篤則様 取締役 甘利治夫様

令和元年度 奈良県行政書士会定時総会

令和元年5月31日（金）午後1時より令和元年度定時総会が、ホテル日航奈良4階「飛天の間」にて開催されました。

谷澤副会長による開会の言葉によりはじまり、物故会員に対する黙祷を捧げたのち、末廣会長による挨拶がありました。来賓としてお招きし



た奈良県地域振興部部長 山下保典様からご祝辞をいただき、日本行政書士会連合会 遠田和夫会長からの祝辞の代読、多くの方々からの祝電披露が行われました。また、平成30年度新規登録会員22名の紹介がありました。



総会構成員数の確認および報告後、議長として木田和宏会員、副議長として西口孝平会員が選出され、続いて議事録署名人として議長より、日高正志会員、竹村浩司会員が指名されました。議事運営委員会松井委員長より委員の紹介および報告後、議長より会議の開会宣言がなされ、議案審議にはいりました。

第1号議案「平成30年度事業報告の承認について」、第2号議案「平成30年度収支決算の承認について」が一括上程され、第1号議案は末廣会長、第2号議案は森田経理部部長より趣旨説明があり、西田監事より収支決算の監査報告がなされました。



質問通告があったため、質問に対する回答および質問者からの再質問が行われた後、裁決に入り、賛成多数で可決・承認されました。

第3号議案「奈良県行政書士会会則の一部を改正する会則（案）について」の議案に関し末廣会長より説明がなされ、賛成多数で可決されました。



中和智会員が当選人に定められ、当選証書が交付されました。その後新会長より理事の指名がありました。

第6号議案

「監事の選任同意について」では、新会長より末廣会長が指名され、賛成多数で同意されました。第7号議案

「名誉会長の選任同意について」では、新会長より末廣会長が指名され、賛成多数で同意されました。

議長による会議の閉会宣言により、総会の会議が終了しました。

総会終了後は、奈良県行政書士政治連盟による定期大会が開催され、さらに懇親会が催されました。多くのご来賓の方々や会員に参加いただき、和やかな雰囲気の中、親睦がはかられました。

（役職名等は令和元年5月31日当時のものです。）

第4号議案「令和元年度事業計画（案）の承認について」、第5号議案「令和元年度収支予算（案）の承認について」が一括上程され、第4号議案は末廣会長、第5号議案は森田経理部長より趣旨説明があり、質問通告に対し吉田第2業務部部长より回答が行われた後、裁決に入り、賛成多数で可決されました。

休憩をはさみ、会長・副会長選挙の結果が芦高選挙管理委員長より、立候補届出が一組であったために無投票当選となった旨報告されました。会長に中嶋章雄会員、副会長に遠山健太郎会員、黒田敬子会員、田



研修指導部

●部 員

部 長 松井 紀行
副部長 若林 かずみ
部 員 村林 有機子
部 員 森田 光弘
部 員 山田 祐己



●主な業務

- 新規登録会員研修
- 会員全体に対する研修
- 研修の統括

●活動方針

こんにちは！ 研修指導部です。

部長を務めさせていただいております松井紀行と申します。

私ども研修指導部は、会員の皆さまに役立つ行政書士業務の「基礎研修」や、直接業務に関係しないが、知っておくと役立つ知識をご紹介します「一般研修」、新規登録会員の皆さんに受けていただく「新規登録会員研修」、10時間の集中研修である「法定業務研修」など、研修事業をメインに活動しています。

幅広い行政書士業務の中から、需要の多い分野を分かりやすく、参加いただきやすい研修運営を心がけていく予定です。特に入会年数の浅い会員の皆さまには毎年数多くの研修にご参加いただいております。

当部の業務を補佐していただく研修指導部副部長以下、部員の皆さんとともに一年間活動してまいりますので、なにとぞご支援のほどよろしくお願いいたします。

総 務 部

●部 員

部 長 松田 登美子
副部長 稲本 太一
部 員 竹村 浩司
部 員 田中 佑宜
部 員 西澤 伸明
部 員 廣見 聡子



●主な業務

名札板の維持管理、行政書士試験の実施協力、会則及び諸規則の整備、会員への福利厚生、など多岐にわたります。

●活動方針

会員の皆様には、本会の活動へのご理解とご支援を賜りありがとうございます。会則改正が認可されましたので、それに伴う諸規則及び選挙制度や会運営における更なる電子化など、様々な規則の整備を行いたいと考えております。

また、本年度は、近畿地方協議会及び奈良県専門士業連絡協議会の当番会にあたっています。他の単位会や士業と連携し、会員の皆様にとって有意義な場が提供できますよう、総務部一同頑張ります。

さらに、行政書士試験の実施や講演会、賀詞交歓会への参加などではご協力をお願いすることになります。どうぞよろしくお願いいたします。

監 察 部

●部 員

部 長 田村 豊
副部長 松本 和也
部 員 上仲 裕美
部 員 武村 直治
部 員 田中 博子
部 員 森田 真



●主な業務

- 非行政書士行為の排除
- 関係官公署に対する協力及び連絡
- 職域確保、拡大及び推進に関する事項
- 会員の品位保持及び執務の指導等に関する事項

●活動方針

この度、監察部長の職を拝命いたしました田村であります。

前執行部のときには、経理部副部長をさせていただきました。経理部のときも同じでしたが、今まで監察業務に従事した経験はありません。

今回、監察部の円滑な活動を行うために、私と松本副部長及び4名の部員体制としました。一人でも多くの会員の方に私と同様、初めて監察業務に携わっていただき、より身近に感じていただきたいということと、限られた予算上の都合もありますが、部員が一斉に活動するのではなく、部員の方にできる限り負担をかけず、目的別等で分担して活動していただきたいからです。

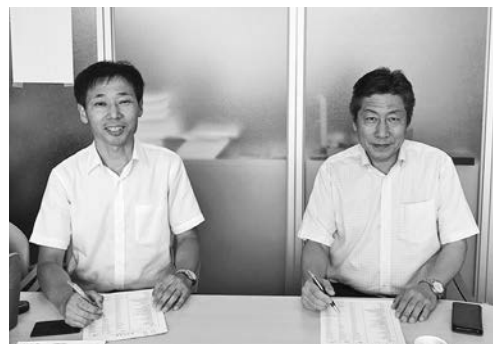
活動方針といたしましては、非行政書士行為の排除を目的とした予防啓発活動を中心とし、官公署がスムーズに行政事務を処理できるように我々行政書士が大きく貢献できることをより一層目指したいと思います。

まずは、自ら襟を正して、新しいことばかりに目を向けるのではなく、粛々と地道に、継続的に監察業務を遂行していきたいと思いますので、何卒よろしく願いいたします。

経 理 部

●部 員

部 長 森田 泰浩
副部長 大西 淳文



●主な業務

- 会費などの徴収に関する事
- 予算及び決算に関する事
- 金銭の出納、物品および諸資産の管理に関する事
- 経理の取扱いに関する事

●活動方針、コンセプト等

経理部は、例規集に規定されております通り「事務処理に当たっては、収支を適正に、かつ、迅速に経理し、もって会務の能率運営を図らなければならない。」を基本とし、粛々と事務処理を行ってまいります。

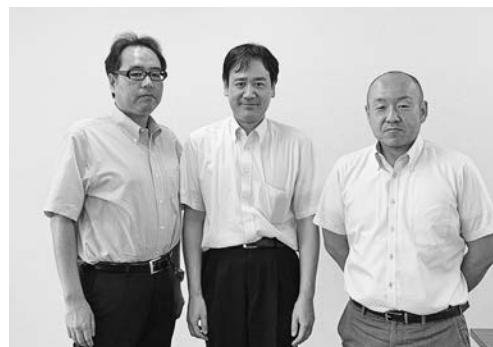
具体的には、本会（奈良県行政書士会）の総会で承認された予算が適正に執行されているかを確認するため、毎月経理部会を開催し、預貯金の収支、納品書・請求書・領収書・貸借対照表および収支計算書などの諸帳票の点検および決済を行い、毎常任理事会及び理事会において、予算の執行状況の報告を行っております。年度末には、当該年度の収支決算および次年度の収支予算案の作成を行います。

また、重点課題の一つに「会費滞納事案の解消」があり、各部・各委員会と協力の上、引き続き取り組んでまいります。

第 1 業務部

●部 員

部 長 梅屋 望
副部長 板倉 靖史
副部長 藏之上 邦男
部 員 市川 亮
部 員 中嶋 雄一
部 員 松岡 順司
部 員 森田 光弘
部 員 脇澤 元



●主な業務

- 建設・産廃・土地・農林・交通・運輸の業務研修の企画・開催
- 建設・産廃・土地・農林グループと交通・運輸グループの運営

●活動方針

今までと同様、会員の皆様に 1. スキルアップにつながる 2. 法改正などの情報収集の手助けとなる事を目指して、研修会の企画運営を行っていきたいと考えています。

今年度から新体制となりましたので、良い部分は残し、新しいものを取り入れた方が良いと思われる部分は、出来るだけ導入していく運用をしていきたいと考えております。

そのためには、会員皆様のご意見も重要だと考えておりますので、出来るだけ多くの方のグループメンバーへの参加をお願いします。

皆様のご参加により、第 1 業務部研修会がより良いものとなっていくよう努力していきますので、皆様のご協力をお願いします。

第 2 業務部

●部 員

部 長 丹正 祐子
副部長 野村 早香
副部長 松本 光正
部 員 井原 吉男
部 員 林 紫乃
部 員 松塚 百合恵



●主な業務

民事・国際・商工・経営支援・知的財産権分野の業務に関する研修等の実施、付帯する業務の官民からの業務受託への対応、新たな業務開拓に関する事を主な業務としています。

●活動方針、コンセプト等

民事・国際・商工・経営支援・知的財産権分野の業務に関する会員向けの研修、外部団体との連携、それに付帯する業務の官民からの業務受託への対応、新たな業務開拓と、第 2 業務部は取り扱う分野が多いですが、会員の皆様にこれら分野の実務に役立つ情報の発信の場、よき情報交換の場、切磋琢磨の場となります研修が開催できますよう、また、会員の皆様の声を参考にしながら、前第 2 業務部の方が積み上げられてきた実績を繋ぎながら、空き家対策に係るプロジェクトチームに関する更なる推進と共に、新たな業務開拓も模索し、さらなる会員の皆様の業務に貢献できます活動となりますよう、部員一同、力を結集し第 2 業務部活動に邁進いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

広 報 部

●部 員

部 長 佐藤 貴玲
副部長 森本 哲夫
部 員 大舟 理恵子
部 員 木村 友紀
部 員 八木 真由美
部 員 吉川 昇平



●主な業務

- 広報誌の発行
- 広報月間・記念日の活動
- SNS での情報発信、ホームページ管理

●活動方針

広報部は、行政書士および行政書士会の活動について、会員の皆様をはじめより多くの方々に知っていただくことを目的として活動しております。

具体的には、年3回の広報誌の発行、行政書士広報月間や行政書士記念日での広報活動、Facebook での情報発信やホームページ管理などを行っております。

「多くの方々に広く正確な情報を知っていただく」という広報の役割・原点を忘れることなく、そのうえで役に立ち、なおかつ楽しんでいける活動を行うべく、部員の皆さんと力を合わせていきたいと思っております。

皆様、ご指導ご協力よろしくお願い申し上げます。

》》》》 女性のための女性行政書士による無料相談会 <<<<

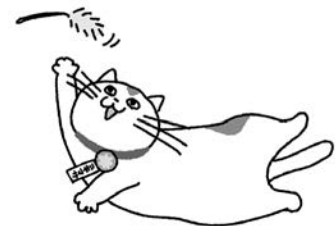
◆日 時 令和元年10月5日(土) 午前10時～午後4時

◆場 所 奈良県行政書士会 会議室
奈良市高天町10番地の1 (株)T.T.ビル3階

相談方法 ご相談は全て女性行政書士が対応いたします。ご予約を優先します。

◎お問い合わせ

連絡先：0742-95-5400





法改正・手続変更の情報

行政書士業務を行うにあたり、法改正に関する情報収集は重要です。また、企業のコンサルティング業務を手がける行政書士にとって、クライアントへの情報提供は欠かせません。他士業との連携を図るためにも行政書士業務に直接関わらない法改正や手続きの変更にもアンテナをはりましょう。

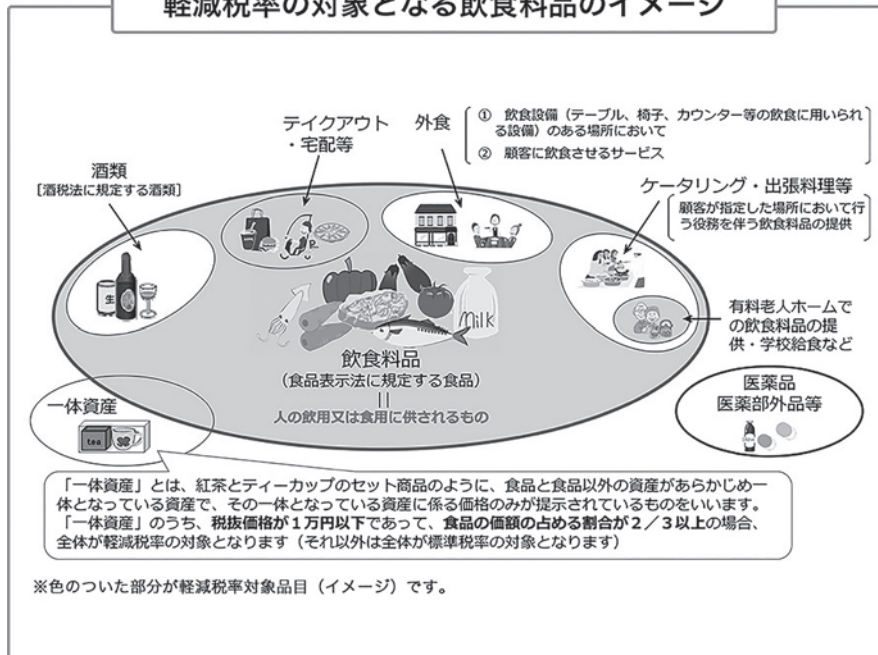
法改正情報

軽減税率制度

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されます。

軽減税率の対象品目は、飲食料品（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）をいい、外食は含まれません）、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞となります。

軽減税率の対象となる飲食料品のイメージ



（政府広報オンラインより引用）

政府広報オンライン

https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/index.html

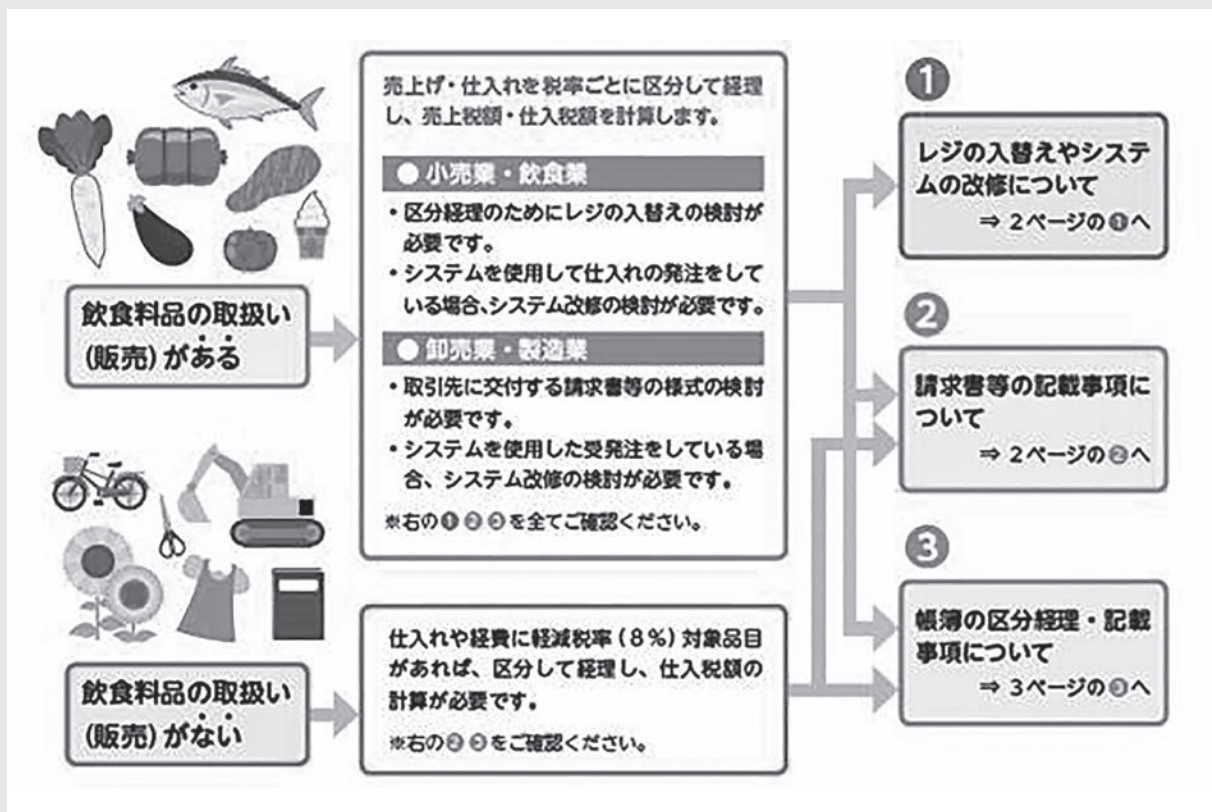


軽減税率の適用対象外となる「外食」については、以下のように二つの類型が定義されています。

- ・外食 テーブル、椅子、カウンター等の飲食に用いられる設備のある場所で行う、飲食料品を飲食させるサービス
- ・ケータリング・出張料理等 顧客が指定した場所において行う、加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供（有料老人ホーム等における一定の飲食料品の提供や学校給食等は除外）

どのようなものが「外食」にあたるかは、実際の個別具体的な状況を踏まえて、その都度、個別に判断される事になります。一般的な事例として、ファストフード店での店内飲食は「外食」として標準税率、テイクアウトは軽減税率の適用対象となります。また、コンビニエンスストア等で販売する弁当等については、持ち帰りとしての販売は軽減税率、店内に設置されたイートインスペースにおいて飲食サービスを提供する場合は「外食」として標準税率の適用対象となります。

事業者は、軽減税率分の軽減税率が適用される商品と、標準税率分とを分けて商品管理や経理、消費税の申告・納税をする必要があります。飲食料品等を取り扱う事業者はもとより、取り扱わない事業者も含め、全ての事業者に関係します。



(政府広報オンラインより引用)

軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度が用意されています。

国税庁

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/hojyokin.htm>



新規登録会員さん! いらっしゃい!!



①登録年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号

岩井 健 一 いわい けんいち



- ① 2019年5月15日
- ② 635-0832
北葛城郡広陵町馬見中
三丁目1番237号
- ③ 岩井行政書士事務所
- ④ 080-7603-7367

竹岡 孝 憲 たけおか たかのり



- ① 2019年5月15日
- ② 636-0002
北葛城郡王寺町王寺2丁目11番27
ブランシェ王寺603号
- ③ ベル行政書士事務所
- ④ 0745-43-8806

薄木 樹 すすき たつき



- ① 2019年6月1日
- ② 639-2154
葛城市兵家797番地
- ③ 行政書士 薄木事務所
- ④ 0745-49-0705

恵阪 祐 介 えさか ゆうすけ



- ① 2019年6月1日
- ② 632-0072
天理市富堂町320番地3
- ③ こすもす行政書士事務所
- ④ 0743-85-6644

増田 順 彦 ますだ よりひこ



- ① 2019年6月1日
- ② 634-0005
橿原市北八木町1丁目1番20号
- ③ 大和八木行政書士事務所
- ④ 0744-23-4231

園田 寛 子 そのだ ひろこ



- ① 2019年6月15日
- ② 639-0266
香芝市旭ヶ丘4丁目11-16
- ③ 園田行政書士事務所
- ④ 0745-27-4872

堀 英 則 ほり ひでのり



- ① 2019年7月15日
- ② 631-0811
奈良市秋篠町1465番地の2
- ③ あきしの行政書士事務所
- ④ 0742-77-0660

栗須 美 香 くりす みか



- ① 2019年7月15日
- ② 631-0034
奈良市学園南3丁目1番5号
奈良市西部会館7階
- ③ KYANOS 行政書士事務所
- ④ 050-5539-9607

岩井 則 秀 いわい のりひで



- ① 2019年8月1日
- ② 630-0121
生駒市北大和1丁目29番地7
- ③ まごの手 行政書士事務所
- ④ 0743-79-0718

安達 勝 彦 あだち かつひこ



- ① 2019年8月1日
- ② 635-0811
北葛城郡広陵町大字弁財天
267番地6
- ③ 行政書士安達勝彦事務所
- ④ 0745-57-1201

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 変 更 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

変更年月日	変更事項	氏 名	内 容
2019年 4 月26日	事務所の名称	山 口 泰 樹	山口行政書士事務所
2019年 5 月15日	事務所の所在地 事務所の電話	片 山 輝 一	〒630-8003 奈良市佐紀町2946番地の1 080-3915-7857
2019年 5 月15日	事務所の所在地	山 口 功	〒631-0065 奈良市鳥見町一丁目2番地の5
2019年 5 月15日	事務所の所在地 事務所の名称	久保井 徹	〒634-0804 橿原市内膳町4-4-5 かとうビル2階 トーマス行政書士事務所
2019年 6 月28日	事務所の所在地 事務所の電話	西 口 孝 平	〒635-0097 大和高田市北本町13-11 杉本ビル3-A 0745-44-3885
2019年 6 月28日	事務所の所在地	松 岡 順 司	〒630-8228 奈良市上三条町13-4 呉竹ビル3F
2019年 6 月28日	事務所の所在地	廣 田 省 二	〒630-8115 奈良市大宮町二丁目3番52-415号
2019年 7 月31日	事務所の電話	熱 田 唯 一	0742-94-3152
2019年 8 月15日	事務所の名称	森 田 光 弘	行政書士えがおオフィス



◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 転 出 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

転出年月日	転 出 先	氏 名	内 容
2019年 6 月 1 日	大阪会転出	今 井 一 聡	〒530-0026 大阪市北区神山町 1 番33号 ザ・大阪レジデンス梅田扇町公園402号 0 6 - 4 9 8 1 - 0 6 8 7

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 退 会 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

退会年月日	氏 名	事務所所在地・事務所電話	事 由
2019年 4 月22日	福 岡 長二郎	〒636-0131 生駒郡斑鳩町服部 2 丁目22番15号 0 7 4 5 - 7 4 - 4 0 0 7	廃 業
2019年 5 月31日	濱 口 和 久	〒631-0033 奈良市あやめ池南二丁目 4 番13号 0 9 0 - 3 7 2 0 - 9 9 4 3	廃 業
2019年 8 月28日	下 村 優	〒635-0055 大和高田市曾大根二丁目 4 番 5 号 0 7 4 5 - 5 2 - 4 9 3 3	廃 業

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ お亡くなりになった方 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

死亡年月日	氏 名	事務所所在地・事務所電話
2019年 8 月14日	的 場 喜 義	〒635-0154 高市郡高取町観覚寺 1 2 5 5 番地の 1 0 7 4 4 - 5 2 - 3 8 1 0



《編集後記》

夏が過ぎてもまだ暑い日が続いていますね。

今号より新体制での広報部による広報誌の発刊となりました。

皆さんに奈良県行政書士会の情報をわかりやすくお伝えすることができるよう、部員一同協力して作っていきたいと思います。

広報部 佐 藤 貴 玲

奈良県行政書士会広報誌

「行政書士奈良」第141号

発行 令和元年9月15日発行

発行人 中嶋 章雄

発行所 奈良県行政書士会

〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の1

(株) T.T.ビル3階

TEL 0742-95-5400

FAX 0742-26-6400

電子メールアドレス

gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス

<http://www.gyoseinara.or.jp/>

《連載》

ユキマサなら散歩 猫

《後編》



東大寺の境内にも「猫」の文字のつく場所があります。大仏殿から東に鐘楼方面へ石段が続いていますが、この石段が「猫段」と呼ばれています。この石段で転ぶと猫になってしまうという言い伝えがあるということです。ここは別名猫坂とも言われていることから、斑鳩の猫坂と同様に、緩やかに登っていく坂道の石段から猫の背中がイメージされたのかもしれませんが。南大門や大仏殿の賑やかさが嘘のように静かな場所です、紅葉の時期は特に美しい場所です。



県内の古墳にも「猫」の文字の付いたものとして、奈良市の猫塚古墳、御所市の室ネコ塚古墳、五條市の五条猫塚古墳などがあります。中でも五条猫塚古墳は、「蒙古鎗形眉庇付冢」という特徴的な形状で装飾性も高い出土品が発見されたことで有名です。これらの古墳に共通する「猫塚」については動物の猫とは関係ないようで、天皇の美称である倭根子・日本根子Ⅱヤマトネコに対して、単に根子Ⅱネコでは地方豪族の意味で被葬者の権威を表しているということです。すなわち、猫塚Ⅱ根子の塚Ⅱ有力豪族の墓という意味で、奈良県以外にも同様に猫塚の名のついた古墳があります。

この他、まだ実際に訪ねたことはありませんが、十津川村の玉置神社で有名な玉置山の麓には「猫又の滝」という美しい滝があります。ここには尻尾が二つある猫が住んでいたという伝説があるようです。他にも県内に「猫」のついた地名や場所があるかもしれませんし、猫以外の鹿・馬・蛇・龍等生き物の文字の付いた地名は県内にも散見されます。それぞれの場所の由来などを調べてみるのも面白いかもしれません。

毎月第2木曜日は 行政書士による 無料相談会です

車を譲り受ける
ことに・・・
どんな手続きが必要？

身寄りがいないから、
将来が心配・・・

運送業を始めたい・・・
許可って！？
うちは許可とれるの！？

起業したい！
会社をつくるには・・・

遺産相続が
どうなるか心配・・・

外国人と結婚する
ことに・・・
日本に呼び寄せたい
んだけど・・・

離婚することに・・・
協議書をつくって
おきたいんだけど・・・

暮らしのご相談から、ビジネスのご相談まで
身近な街の法律家「行政書士」にお気軽にご相談ください

(第2木曜日が祝祭日の場合は行われません)

奈良県行政書士会

奈良県奈良市高天町 10-1

T.T.ビル 3 階 (近鉄奈良駅前)

TEL:0742-95-5400

【事前予約制】

事務局 (TEL:0742-95-5400) まで、
事前予約をお願いしております。
おおよそのご相談内容についても、
あわせてお伝え下さい。